

京都市告示第 31 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地
株式会社ソラスト 東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号
- 2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類
桃陽病院使用料及び手数料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した日
令和 6 年 4 月 1 日

(桃陽病院)